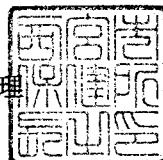


西保総発第397号  
令和2年9月11日  
(2020年)

ストップ・ザ・アスベスト西宮代表 上田 進久 様  
兵庫県保険医協会 環境・公害対策部長 森岡 芳雄 様  
中皮腫・じん肺・アスベストセンター 事務局長 永倉 冬史 様

西宮市保健所長 廣田 理



回答書

令和2年7月20日付の質問書につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

令和元年5月8日に確定しました判決において、アスベストの飛散については、「本件土地の周辺地域に一定量の石綿が飛散したことを否定することはできない」としたもの、「この飛散した石綿のうち本件土地の周辺地域に到達したものの量は、客観的にみたときに人体の健康に影響を及ぼすものであったと認めることはできない」と判断されたものと認識しております。今後もこの認識に変わりはございません。

また、健診方法については、現時点では、従来から実施している環境省の委託事業である石綿（アスベスト）健康相談試行調査事業における肺がん検診での対応となります。本市としましては、令和元年度11月28日付のご要望に対する令和元年12月27付回答のとおりの認識であるため、その他の検診・調査を行う考えはありません。

保健所としましては、科学的根拠のみならず、法的根拠に基づく判断が必要であると考えており、今後も国の動向を注視し適切に対処してまいりたいと考えております。

以上